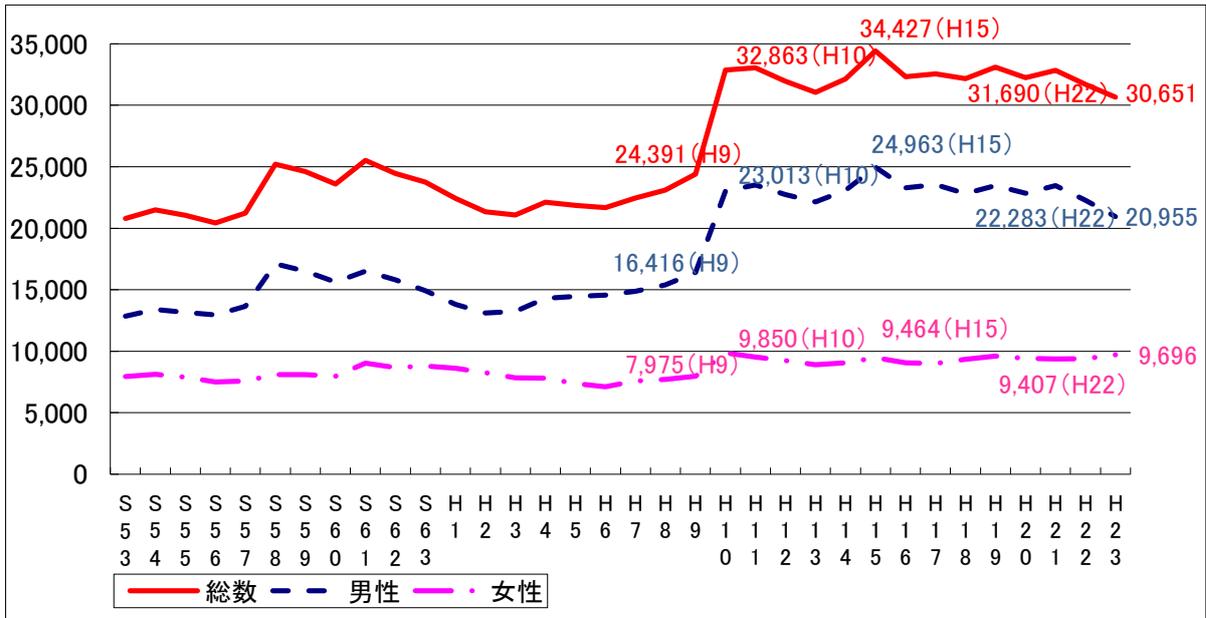


我が国の自殺の現状と対策

○我が国における年間自殺者数の推移

我が国における自殺者数は、平成 10 年以降、平成 23 年まで 14 年連続で年間 3 万人を超えており、大変憂慮すべき状況にあります。



資料：警察庁「自殺の概要資料」及び内閣府・警察庁「平成 23 年中における自殺の状況」より内閣府作成

○死因順位にみた年齢階級・死亡率・構成割合（総数・平成 22 年）

死因別の状況を見ると、15 歳～39 歳の 5 階級で「自殺」は死因順位の第 1 位となっています。

総数

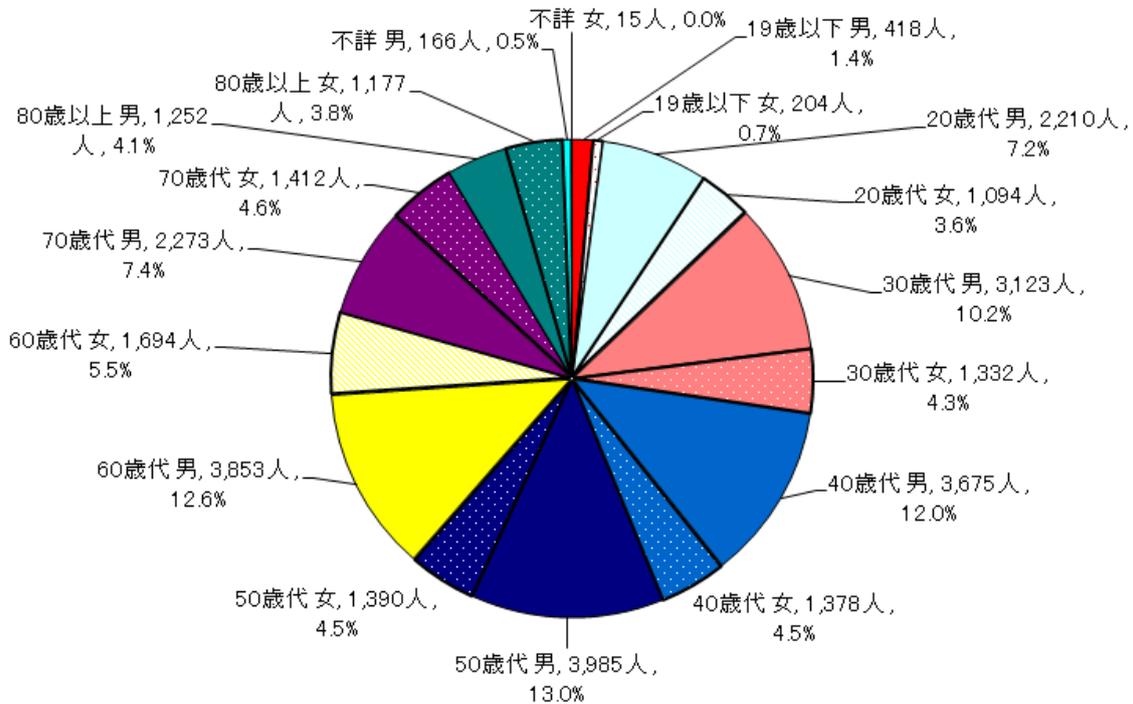
年齢階級	第 1 位				第 2 位				第 3 位			
	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	不慮の事故	121	2.1	21.9	悪性新生物	116	2.0	21.0	自 殺	63	1.1	11.4
15～19歳	自 殺	451	7.5	31.7	不慮の事故	424	7.0	29.8	悪性新生物	150	2.5	10.5
20～24歳	自 殺	1 372	21.8	49.8	不慮の事故	553	8.8	20.1	悪性新生物	217	3.4	7.9
25～29歳	自 殺	1 630	22.8	47.4	不慮の事故	514	7.2	15.0	悪性新生物	372	5.2	10.8
30～34歳	自 殺	1 920	23.4	39.7	悪性新生物	760	9.3	15.7	不慮の事故	570	6.9	11.8
35～39歳	自 殺	2 345	24.2	31.0	悪性新生物	1 598	16.5	21.2	心 疾 患	756	7.8	10.0
40～44歳	悪性新生物	2 779	32.1	27.3	自 殺	2 325	26.9	22.9	心 疾 患	1 106	12.8	10.9
45～49歳	悪性新生物	4 731	59.4	32.6	自 殺	2 465	30.9	17.0	心 疾 患	1 735	21.8	11.9
50～54歳	悪性新生物	8 690	114.2	39.5	心 疾 患	2 636	34.6	12.0	自 殺	2 615	34.4	11.9
55～59歳	悪性新生物	17 815	205.8	45.3	心 疾 患	4 674	54.0	11.9	脳血管疾患	3 185	36.8	8.1
60～64歳	悪性新生物	31 925	317.5	48.3	心 疾 患	8 069	80.3	12.2	脳血管疾患	5 180	51.5	7.8

注意：構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を 100 とした場合の割合である。

資料：厚生労働省「人口動態統計」

○男女別の年齢階級別の自殺者数（平成 23 年）

男女別の自殺の状況をみると、中高年で自殺者全体の約 6 割、40 歳代～60 歳代の男性で自殺者全体の約 4 割を占めています。



資料：内閣府・警察庁「平成 23 年中における自殺の状況」より作成

○平成 22 年・23 年における自殺者の自殺の原因・動機別件数

平成 22 年の状況をみると、原因・動機特定者の原因・動機は、「健康問題」1 万 4,621 人と最も多く、次いで「経済・生活問題」6,406 人、「家庭問題」4,547 人、「勤務問題」2,689 人となっています。

(単位：人)

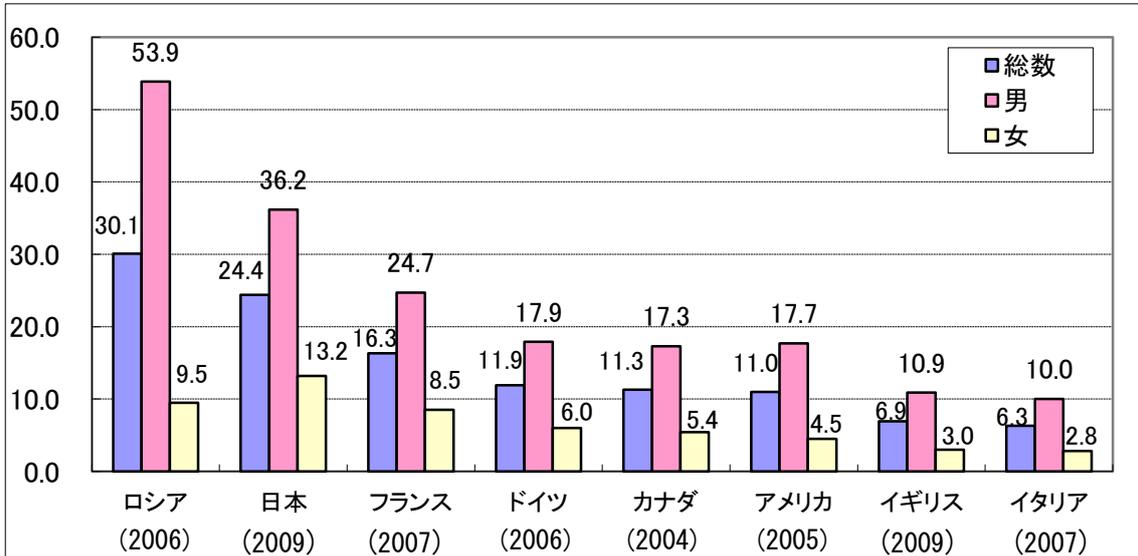
	原因・動機特定者の原因・動機別						
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成 23 年	4,547	14,621	6,406	2,689	1,138	429	1,621
平成 22 年	4,497	15,802	7,438	2,590	1,103	371	1,533
増減数	50	-1,181	-1,032	99	35	58	88
増減率(%)	1.1	-7.5	-13.9	3.8	3.2	15.6	5.7

注) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき 3 つまで計上可能としたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数 (22,581 人) とは一致しない。

資料：内閣府・警察庁「平成 23 年中における自殺の状況」

○自殺死亡率の国際比較

我が国における自殺死亡率は、男女ともに主要国の中でも高い水準にあります。G8 諸国では、ロシアについて第2位となっています。



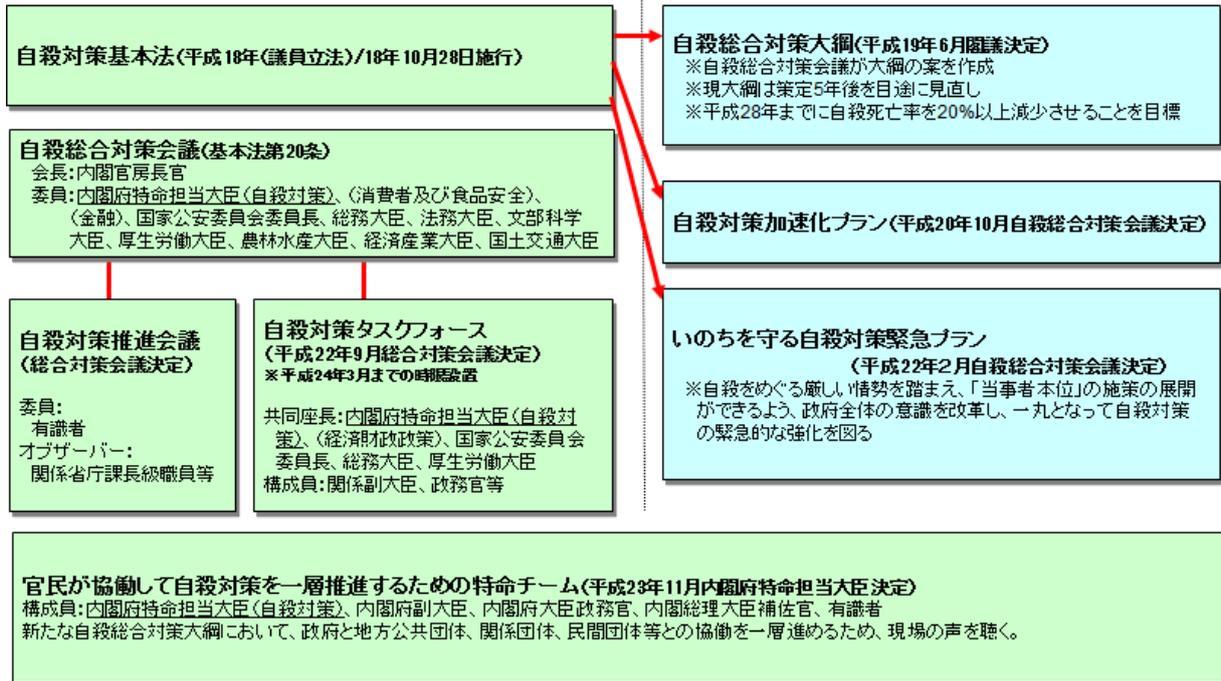
※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数

資料：世界保健機関資料より内閣府作成

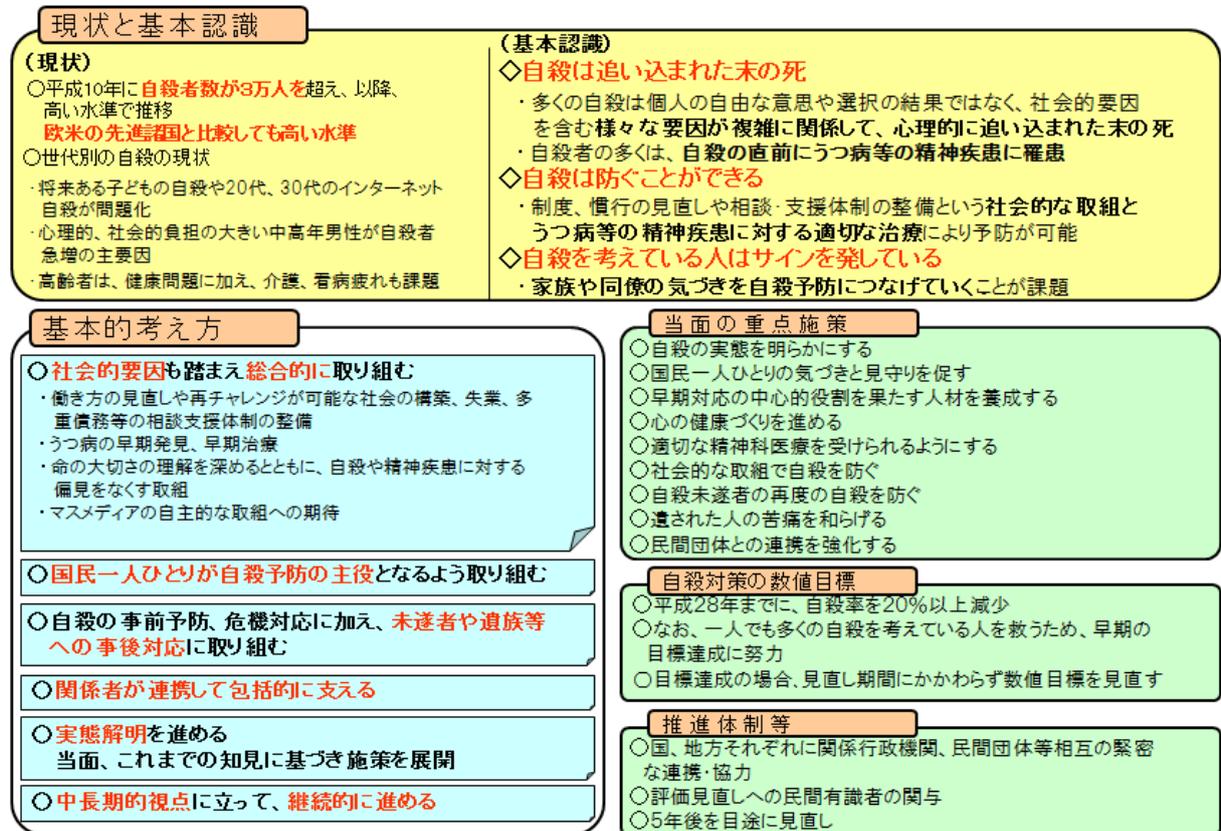
○自殺対策の経緯

平成8年	WHO「自殺予防のためのガイドライン」公表
平成12年3月	「健康日本21」の中で自殺予防に取り組む
平成17年7月	参議院厚生労働委員会 「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
平成17年9月	自殺対策関係省庁連絡会議設置 (内閣官房副長官の下、11省庁の局長級13名)
平成17年12月	「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」をとりまとめ (関係省庁連絡会議)
平成18年5月	民間団体が「自殺防止を考える議員有志の会」へ 「自殺対策の法制化を求める要望書」を提出
平成18年6月	「自殺対策基本法」成立(全会一致で可決)
平成19年4月	内閣府自殺対策推進室 設置
平成19年6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成20年10月	「自殺総合対策大綱」一部改正、「自殺対策加速化プラン」策定
平成21年5月	平成22年度第一次補正予算において、「地域自殺対策緊急強化基金」100億円を造成
平成21年11月	自殺対策緊急戦略チーム「自殺対策100日プラン」を提言
平成22年2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定
平成22年9月	自殺対策タスクフォース設置
平成23年11月	平成23年度第三次補正予算において、「地域自殺対策強化基金」に37億円を追加措置
平成23年11月	官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム設置

○自殺総合対策の推進



○自殺総合対策大綱（平成19年6月閣議決定）の概要



※統計や施策等の最新情報は、下記内閣府自殺対策推進室ホームページをご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/index.html>（検索サイトで「自殺対策」と検索）